

独立行政法人国民生活センター業務方法書（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うことを目的とするセンターの業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と密接な連携につとめ、その業務の適切かつ効果的な運営を図るものとする。

第2章 業務の方法

（国民に対する国民生活の改善に関する情報提供）

第3条 センターは、独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号。以下「センター法」という。）第10条第1号及び第6号の規定により、次の各号の業務を行う。

- 一 全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）の情報その他センターが収集した情報を整理、加工する。
- 二 商品テストを実施する。
- 三 国民生活の改善に関する情報を放送、出版、インターネット等を媒体として提供する。
- 四 センターが収集した図書及び資料を整理し閲覧に供する。

（国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対する必要な情報提供等）

第4条 センターは、センター法第10条第2号及び第6号の規定により次の各号の業務を行う。

- 一 苦情相談の受付・処理を行う。苦情相談処理に際しては解決に必要な情報を提供するとともにあっせんを行う。
- 二 高度な法律判断を要する事案等に対応するため、消費者苦情処理専門委員会を設置し、運営する。
- 三 前各号の業務に必要な商品テストを実施する。

（行政庁、団体等の依頼に応じた国民生活に関する情報提供等）

第5条 センターは、センター法第10条第3号及び第6号の規定により、次の各号の業務を行う

- 一 消費生活センター等に対して消費生活相談情報や危害情報を提供する。

- 二 消費生活センター等が発行する啓発資料の基礎となる情報を提供する。
- 三 消費生活センター等の苦情処理に必要な商品テストの実施及び商品テストへの技術協力をを行う。
- 四 行政機関、裁判所等からの依頼に基づく情報提供を行う。
- 五 行政機関、裁判所等からの依頼に基づく商品テストを実施する。
- 六 地方公共団体、消費者団体、事業者等を対象とした研修を行う。
- 七 消費生活専門相談員資格認定試験を行う。

(国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究の実施)

- 第6条 センターは、センター法第10条第4号の規定により、次の各号の業務を行う。
- 一 消費者問題をはじめとする国民生活に関する基礎的、総合的な調査研究を実施する。
 - 二 センターが収集した各種の情報等を構造的に分析し、政策提言型の調査研究を実施する。

(国民生活に関する情報の収集等)

- 第7条 センターは、センター法第10条第5号及び第6号の規定により、次の各号の業務を行う。
- 一 消費生活センターから消費生活相談情報の収集を行う。
 - 二 消費生活センター及び協力病院から危害情報の収集を行う。
 - 三 前各号以外の関係機関等から国民生活に関する情報の収集を行う。
 - 四 消費者団体、生活関係NPO等との交流を行う。

第3章 業務委託・受託の基準

(業務の委託)

- 第8条 センターは、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、第3条から第7条に掲げる業務の一部を委託することができる。
- 2 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(業務委託契約)

- 第9条 前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。
- 一 委託業務の名称
 - 二 委託業務の目的
 - 三 委託業務の実施の方法
 - 四 委託業務に係る経費
 - 五 その他必要な事項

(業務の受託)

- 第10条 センターは国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の委託を受けて第6条に規定する業務を行うことができる。
- 2 センターは、業務の委託を受けようとするときは、委託者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(業務受託契約)

第11条 前条の業務の受託契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 受託業務の名称
- 二 受託業務の目的
- 三 受託業務の実施の方法
- 四 受託業務に係る経費
- 五 その他必要な事項

第4章 競争入札等の契約に関する基本的な事項

(契約方式)

第12条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次項及び第3項に規定する場合を除き、一般競争により契約を締結するものとする。

2 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができる。

3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急を要し、競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によることができる。

4 契約に係る予定価格が少額である場合等においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

5 第1項及び第2項に規定する競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格による者を契約の相手方とするものとする。

(会計規程への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、センターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条に規定する規程で定める。

第5章 有識者による会議

(有識者による会議)

第14条 センターは、外部の有識者による会議を設け重要事項についてその意見をもとめ、業務の効果的な遂行に資することができる。

第6章 雑則

(細則)

第15条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、内閣総理大臣の認可のあった日から施行し、平成15年10月1日から適用する。